

平成22年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 長谷川智子

平成22年(ネ)第3283号, 同年(ネ)第4453号 不当利得返還請求控訴, 附帯控訴事件 (原審・さいたま地方裁判所平成21年(ワ)第958号)

口頭弁論終結の日 平成22年7月6日

## 判 決

控訴人・附帯被控訴人

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 久 保 田 和 志

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被控訴人・附帯控訴人 プ ロ ミ ス 株 式 会 社

(以下「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役 久 保 健

同訴訟代理人弁護士 大 塚 隆 治

同 宮 崎 裕 悟

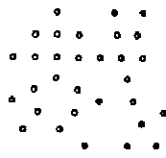
同 邊 見 雄 一 郎

## 主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、269万1919円及び内245万0594円に対する平成21年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 本件附帯控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 5 この判決の第2項は仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 当事者の求める裁判



1 本件控訴

(1) 控訴人

主文同旨

(2) 被控訴人

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

2 本件附帯控訴

(1) 被控訴人

ア 原判決を次のとおり変更する。

イ 被控訴人は、控訴人に対し、81万7219円及びこれに対する平成21年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 控訴人のその余の請求を棄却する。

エ 訴訟費用は第1, 2審とも控訴人の負担とする。

(2) 控訴人

本件附帯控訴を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、① 貸金業者である株式会社クオークローン（ただし、この商号は、控訴人との間で後記金銭消費貸借取引を行っていた当時のものであり、その後、「株式会社タンポート」、次いで、「株式会社クラヴィス」に変更されたが、以下、その前後を問わず「クオークローン」という。）との間で、平成7年6月10日以降金銭の借入れと弁済を繰り返す取引を継続的に行い、平成19年9月20日に被控訴人がクオークローンの上記取引に基づく地位を譲り受け、又はクオークローンの過払金返還債務を引き受け、その後は被控訴人と継続的に金銭消費貸借取引を継続してきたところ、この一連の取引において、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限利率（制限利率）を超えて利息として支払われた部分（制限超過部

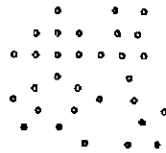
分)を元本に充当すると過払金が生じていると主張して、不当利得返還請求権に基づき、過払金124万5726円、平成21年4月7日までの民法所定年5分の割合による法定利息残金8万4887円及び上記過払金に対する訴状送達の日(同月17日)の翌日である同月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、② 被控訴人との間で、平成7年4月4日以降金銭の借入れと弁済を繰り返す取引を継続的に行ってきたところ、この取引において、制限超過部分を元本に充当すると、過払金が生じていると主張して、不当利得返還請求権に基づき、過払金120万4868円、平成21年4月7日までの利息残金15万6438円及び上記過払金に対する訴状送達の日(同月17日)の翌日である同月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

原判決は、控訴人の請求について、108万0214円及びこれに対する平成21年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余を棄却した。

控訴人は、原判決のうち、控訴人の請求を一部棄却した部分について控訴をし、被控訴人は、原判決のうち、81万7219円及びこれに対する平成21年4月17日以降の年5分の割合による遅延損害金を超えて控訴人の請求を認容した部分の請求棄却を求めて附帯控訴した。

2 前提となる事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、下記のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2及び3(原判決2頁16行目から10頁17行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 上記引用部分中の各「タンポート」をいずれも「クオークローン」に改める。
- (2) 原判決2頁17行目から同頁19行目にかけての「貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号による改正により、貸金業法と改められ



た。以下「貸金業法」という。))」を「平成18年法律第115号による改正前の貸金業法(以下「旧貸金業法」という。))」に、それ以下の原判決文中の各「貸金業法」をいずれも「旧貸金業法」に改める。

(3) 原判決9頁17行目の「(4)」を「(3)」に改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(被控訴人の本件取引1の1に係る過払金の返還義務の有無及び本件取引1の1に係る過払金の充当方法)

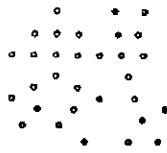
(1) 前記前提となる事実証拠(甲5, 6, 乙5, 7ないし9, 13, 18, 19)及び弁論の全趣旨を併せると、以下の事実が認められる。

ア クオークローンは、旧貸金業法3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者であり、同じく同条所定の登録を受けた貸金業者である被控訴人の100パーセント子会社である。

イ 被控訴人とクオークローンは、平成19年6月18日付けで被控訴人、クオークローン及びサンライフ株式会社の3社間で締結された「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」で定める債権移行のうち、被控訴人の取り扱う切替契約(本件業務提携契約において、「被控訴人とクオークローンの顧客との間で締結される、被控訴人が取り扱う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約」と呼称されているもの。以下「切替契約」という。)におけるクオークローンの媒介業務等に関し、下記(ア)ないし(ウ)の内容を含む業務提携契約(以下「本件業務提携契約」という。)を締結した。

(ア) 本件業務提携契約は、切替契約の実施に当たり、クオークローンの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的とする。

(イ) 被控訴人との間で切替契約を締結したクオークローンの顧客(以下「契約顧客」という。)に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債



務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務について、被控訴人及びクオークローンが連帯してその責を負うものとし、これにより生じた被控訴人とクオークローンとの連帯債務における両者の負担割合は、被控訴人が0割、クオークローンが10割とする（以下「本件債務引受条項」という。）。

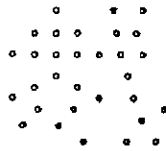
(ウ) 被控訴人とクオークローンは、顧客に対し、被控訴人と切替契約をした後のすべての紛争に関する申出窓口を被控訴人とする旨を口頭及び確認書への記載によって告知する。

ウ 控訴人は、上記のとおり、平成7年6月10日からクオークローンとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行っていたところ、被控訴人から切替契約締結の勧誘を受け、平成19年9月20日、被控訴人との間で切替契約を締結し、本件取引1の1によるクオークローンに対する約定債務の額が46万3283円（元本。利息なし）であることを確認し、被控訴人が控訴人に代行して同金額をクオークローンに振り込み、クオークローンに対する契約書類等を破棄するよう依頼する旨の残高確認書兼振込代行申込書を作成し、被控訴人に提出した。また、上記残高確認書兼振込代行申込書には、「株式会社クオークローン／サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と不動文字で記載されていた。

エ 被控訴人は、平成19年9月20日、上記イの切替契約に基づく控訴人に対する46万3283円の貸付けとして、同金額をクオークローンの口座に振り込む処理を行った。

オ 控訴人は、以後平成21年3月7日までの間、上記切替契約に基づいて被控訴人に対し、約定債務の弁済を行った。

カ 被控訴人とクオークローンは、平成20年12月15日に本件業務提携契約に関し、同日以降、クオークローンが切替契約の締結時までに契約顧

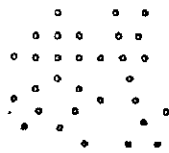


客に対して負担していた利息返還債務等はクオークローンのみが負担し、被控訴人は何らの債務及び責任を負わないこと、同日より前に被控訴人に対して取引開示又は利息返還債務等の支払の申し出をした契約顧客との間の法律関係並びに当該契約顧客に関する被控訴人及びクオークローンの間の法律関係については、本件業務提携契約の規定に従うこと等を合意する旨の本件業務提携契約の変更契約を締結した。

- (2)ア 上記(1)の認定事実によると、本件債務引受条項は、クオークローンが契約顧客に対して負担する過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務につき、被控訴人がクオークローンと連帯して併存的に債務を引き受けることを約した、契約顧客を第三者とする第三者のための契約と解すべきものである。

そして、被控訴人は、クオークローンの顧客の利益を図ること等を目的としてクオークローン等との間で本件業務提携契約を締結し、取引開示や過払金等の支払の申し出をした顧客との間の法律関係について、本件業務提携契約の規定に従って処理することを合意し、その趣旨に沿って、クオークローンの顧客である控訴人に対して本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前提として切替契約の勧誘を行い、控訴人は、これに応じて、被控訴人の指示に従い上記内容の残高確認書兼振込代行申込書を作成し、その内容を確認、依頼又は同意した上で、被控訴人と切替契約を締結したものであって、クオークローンと被控訴人の間の債権譲渡に係る合意内容を全面的に受け入れる対応をして切替契約を締結したことが明らかである。

そうすると、控訴人は、本件債務引受条項における第三者として切替契約の締結に当たり被控訴人の提案を全面的に受け入れる対応をしたことにより、民法537条所定の契約の利益を享受する意思を表示したものと認

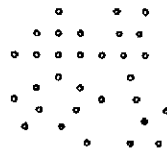


めるのが相当であるから、被控訴人は、控訴人との間で切替契約を締結した平成19年9月20日の時点で、控訴人とクオークローンの間の継続的な金銭消費貸借取引より生じた過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務について、併存的に債務を引き受けたものというべきである。

イ 被控訴人は、被控訴人とクオークローンとの間で、控訴人の受益の意思表示と認められる本件訴訟提起（平成21年4月8日）より前である平成20年12月15日、本件業務提携契約に係る変更契約を締結し、同日以降、クオークローンが切替契約の締結までに顧客に対して負担していた利息返還債務等は、クオークローンのみが負担することとし、被控訴人はこれについて何らの責任を負わない旨合意したから、被控訴人は、クオークローンの控訴人に対する上記債務の支払義務を負わないと主張する。

しかしながら、上記(1)カの被控訴人とクオークローンの間の本件業務提携契約に係る変更契約は、控訴人が第三者として受益の意思表示をした後になされたものであるから、同契約によって本件債務引受条項により生じた法律効果が消滅することはない。したがって、被控訴人の主張は採用することができない。

(3) 本件債務引受条項が控訴人と被控訴人との間に上記(2)のような法律効果を発生させるものであることに加え、本件業務提携契約がクオークローンの顧客の利益の保護を図る目的を有していること、控訴人とクオークローンの間の継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には他の借入金債務が存在しなければ、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものと解されること、控訴人が被控訴人と締結した切替契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には他の借入金債務が



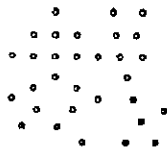
存在しなければ、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものと解されることを併せて考慮すれば、被控訴人と控訴人の間の切替契約は、控訴人とクオークローンの間の継続的な金銭消費貸借取引より発生した過払金及びその利息について、切替契約に基づき新たに発生する借入金債務に充当する旨の合意を含むものと認めるのが相当である。

- (4) 以上によれば、本件においては、被控訴人は、クオークローンと連帯して、本件取引１の１及び同１の２を一連の取引として利息制限法所定の制限利率に引き直した計算による過払金返還債務を負うものというべきである。

## 2 争点(2) (悪意の受益者) について

クオークローン及び被控訴人は、控訴人に対し、制限利率を超えた約定利率で金銭を貸し付け、この約定利率に基づく約定利息の支払を受けてきたところ、クオークローン及び被控訴人は貸金業者であるから、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧貸金業法４３条１項のみなし弁済の適用が認められないときは、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した民法７０４条の悪意の受益者であると推定されるというべきである。

そこで、本件について、上記の特段の事情が存在するか否かについてみるに、被控訴人は、本件取引２について、控訴人に１７条書面及び１８条書面を交付していたと主張し、平成７年４月４日付け極度借入基本契約書（乙３）を提出する。しかし、被控訴人がＡＴＭを利用した貸付けの際控訴人に交付した１７条書面、１８条書面を再現したものであるとする乙１６号証（ＡＴＭ領収書兼明細書２０１枚）のうち、平成１４年１２月８日の前までの貸付けの内容を示すものは、返済期間、返済回数、貸付けの利率等の記載もなく、１７条書面に該当するとは認められない。また、そもそも、上記のとおり、乙１６号証は、被控訴人が保存する取引データを個々の取引が行われた当時に一般的に被控訴



人が採用していた明細書の様式にあてはめて再現したというものに過ぎず、これらの書面から、直ちに法定の要件を充たす17条書面、18条書面が控訴人に交付されたと認めるのは困難である。

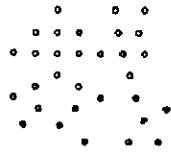
加えて、基本契約に基づいて個別の貸付けを行う場合には、個別の貸付けに関しても17条書面の交付が必要であり、旧貸金業法制定時に発せられた当時の大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日日蔵銀第2602号）、平成10年6月に発表された金融庁ガイドラインにおいても、基本契約書とは別個に、個別の貸付けにおいて17条書面の交付を要するものとされており、被控訴人も大手貸金業者として、これを認識していたものと認められる。しかし、平成7年4月4日に店頭で30万円、平成16年10月14日に提携CDで1万円の各貸付けがなされているところ、これらの貸付けに関する17条書面の交付があったことを窺わせる証拠は何ら提出されていないから、少なくとも、上記の2件の貸付けに関して17条書面の交付が欠けていたものと認められる。

さらに、平成16年11月5日、平成17年2月6日、同年3月5日、同年5月6日に各1万5000円、平成18年6月19日に2万円の各弁済が提携CDでなされているが、これらの取引に関しても、18条書面の交付があったことを窺わせる証拠は提出されていないから、少なくとも、上記5件の取引に関して18条書面の交付が欠けていた可能性が否定できない。

以上のとおり、控訴人に対して本件取引2に係る17条書面、18条書面が交付されたものと認めることはできないから、旧貸金業法43条1項のみなし弁済が成立するとは認められない。

したがって、被控訴人が制限超過部分を利息の弁済として受領したが、その受領につき同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとは認められない。

### 3 争点(3) (利息の発生時期) について



争点(3)に対する当裁判所の判断は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の3（原判決14頁17行目から15頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決15頁10行目の「公平に欠き」を「公平を欠き」に改める。

#### 4 過払金及び利息の額

上記1ないし3で説示したところを前提として、本件各取引の弁済金のうち、利息制限法所定の制限利率を超えて利息として支払われた部分を元本に充当し、かつ、発生した過払金については発生した時から年5分の割合による利息が付されるものとして計算すると、本件取引1の1及び同1の2については、原判決別紙計算書(1)記載のとおり、平成21年4月7日の時点で、124万5726円の過払金及び8万4887円の利息が発生しており、本件取引2については、原判決別紙計算書(2)記載のとおり、平成20年8月5日（取引終了時）の時点で120万4868円の過払金、平成21年4月7日時点で15万6438円の利息が発生していることになる。

そうすると、被控訴人は、控訴人に対し、過払金元金245万0594円、平成21年4月7日までの利息24万1325円の合計269万1919円及び上記245万0594円に対する本件訴状送達の日（翌日）である同月17日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

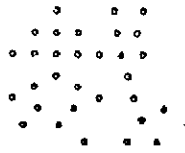
#### 第4 結論

以上の次第で、控訴人の本訴請求は理由があるから、これを認容すべきである。

よって、これと異なる原判決を上記のとおり変更し、被控訴人の本件附帯控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

東京高等裁判所



裁判長裁判官

青

柳

馨

裁判官

小

林

敬

子

裁判官

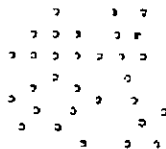
大

野

和

明

東京高等裁判所



これは正本である。

平成22年9月30日

東京高等裁判所第 19 民事部

裁判所書記官

長谷川 智子